

令和4年3月

宇土市議会定例会議案

令和4年2月15日招集

令和4年3月市議会定例会議案目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第1号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について	1 別冊
議案第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第2号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第13号）について	2 別冊
議案第3号	宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第4号	宇土市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	4
議案第5号	宇土市庁舎建設等基金条例の一部を改正する条例について	5
議案第6号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	6
議案第7号	宇土市総合計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例について	8
議案第8号	宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	9
議案第9号	熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	12
議案第10号	財産の取得について	13
議案第11号	宇土市道路線の認定について	17
議案第12号	宇土市道路線の変更について	23
議案第13号	辺地総合整備計画の変更について	28
議案第14号	令和3年度宇土市一般会計補正予算（第14号）について	35 別冊
議案第15号	令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	〃
議案第16号	令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	36 別冊

議案第17号	令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第2号)について	36 別冊
議案第18号	令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	37 別冊
議案第19号	令和3年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算(第1号)について	〃
議案第20号	令和3年度宇土市水道事業会計補正予算(第4号)について	38 別冊
議案第21号	令和3年度宇土市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について	〃
議案第22号	令和4年度宇土市一般会計予算について	39 別冊
議案第23号	令和4年度宇土市国民健康保険特別会計予算について	〃
議案第24号	令和4年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について	40 別冊
議案第25号	令和4年度宇土市介護保険特別会計予算について	〃
議案第26号	令和4年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算について	41 別冊
議案第27号	令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について	〃
議案第28号	令和4年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について	42 別冊
議案第29号	令和4年度宇土市水道事業会計予算について	〃
議案第30号	令和4年度宇土市公共下水道事業会計予算について	43 別冊
報告第1号	令和2年度宇土市財政の健全化判断比率(確定値)について	44 別冊

## 議案第 1 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，下記の事件を専決処分したので，同条第 3 項の規定により次のとおり報告し，その承認を求める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

## 専決第 1 号

### 専 決 処 分 書

令和 3 年度宇土市一般会計補正予算（第 12 号）について，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，別冊のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 4 日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

## 専決理由

既定予算を補正する必要が生じたが，緊急を要し，議会を招集する時間的余裕がないため，専決処分するものである。

## 議案第 2 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，下記の事件を専決処分したので，同条第 3 項の規定により次のとおり報告し，その承認を求める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

## 専決第 2 号

### 専 決 処 分 書

令和 3 年度宇土市一般会計補正予算（第 13 号）について，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，別冊のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 25 日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

### 専決理由

既定予算を補正する必要が生じたが，緊急を要し，議会を招集する時間的余裕がないため，専決処分するものである。

## 議案第 3 号

宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 1 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宇土市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号アの(ア)を削り、同号アの(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号アの(イ)を同号アの(ア)とし、同号アの(ウ)を同号アの(イ)とする。

第 2 0 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 2 4 条を第 2 6 条とし、第 2 3 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 2 4 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 2 5 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 8 号）の施行に伴い、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために必要な措置を講じるため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第4号

宇土市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

宇土市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市個人情報保護条例の一部を改正する条例

宇土市個人情報保護条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第41条第2項第1号中「第52条第1項」を「第52条」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

### 提案理由

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第 5 号

宇土市庁舎建設等基金条例の一部を改正する条例について

宇土市庁舎建設等基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 1 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市庁舎建設等基金条例の一部を改正する条例  
宇土市庁舎建設等基金条例（平成 4 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。  
第 1 条及び第 6 条中「改修」の次に「その他これらに関連する附帯設備，施設等の整備」  
を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

### 提案理由

宇土市庁舎建設等基金の円滑な運用を図るため，条例を改正する。  
これが，この議案を提出する理由である。



議案第 6 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 1 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 5 0 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 回数に基づく報酬は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間に係るものを当該期間の最終月の翌月に支給する。

第 1 期 4 月 1 日から 6 月 3 0 日まで

第 2 期 7 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

第 3 期 1 0 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

第 4 期 1 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

別表第 1 職名の欄中「消防団員」を「消防団員（年額報酬）」に改める。

別表第 1 消防団員（年額報酬）の項の次に次のように加える。

消防団員（出動報酬）	回	2, 2 0 0 円（任務（災害（水火災又は地震等の災害をいう。）の現場に出動して行うものに限る。以下同じ。）、訓練研修、予防警戒その他これらに準ずる業務に従事した場合。ただし、1 回の任務に従事した時間が 4 時間以上 8 時間未満の場合は 4, 0 0 0 円とし、8 時間以上の場合は 8, 0 0 0 円とする。）
------------	---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の分として支給される報酬について適用し、同日の前日までの分として支給される報酬については、なお従前の例による。

提案理由

宇土市消防団員の出動報酬を新たに規定するため、条例を改正する。  
これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第7号

宇土市総合計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例について

宇土市総合計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市総合計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例  
宇土市総合計画策定審議会設置条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「基本構想案」の次に「及び基本計画案」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

### 提案理由

総合的かつ計画的な市政運営を図るために策定する総合計画の重要性に鑑み、基本計画に関する事項についても審議会に諮るため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第 8 号

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 1 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

目次中「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準 (第 5 1 条・第 5 2 条)」を「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準 (第 5 1 条・第 5 2 条)

第 4 章 雑則 (第 5 3 条) 」に改める。

第 5 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 3 8 条第 2 項を削る。

第 4 2 条第 1 項第 3 号中「この号」を「この号及び第 4 項第 1 号」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 4 章 雑則

(電磁的記録等)

第 5 3 条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。

この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前

項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第9号

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和4年6月30日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更する。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「、宇城市」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

### 提案理由

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第10号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

#### 1 取得する財産

- |            |                |
|------------|----------------|
| (1) 所在地    | 別紙のとおり         |
| (2) 種別     | 土地             |
| (3) 取得価格   | 34,970,490円    |
| (4) 取得面積   | 5,247.57平方メートル |
| (5) 取得の方法  | 随意契約           |
| (6) 取得の相手方 | 個人7人, 法人1者     |

#### 2 取得の目的

都市計画道路北段原線整備事業の実施に伴い、道路用地を取得する必要があるため

#### 提案理由

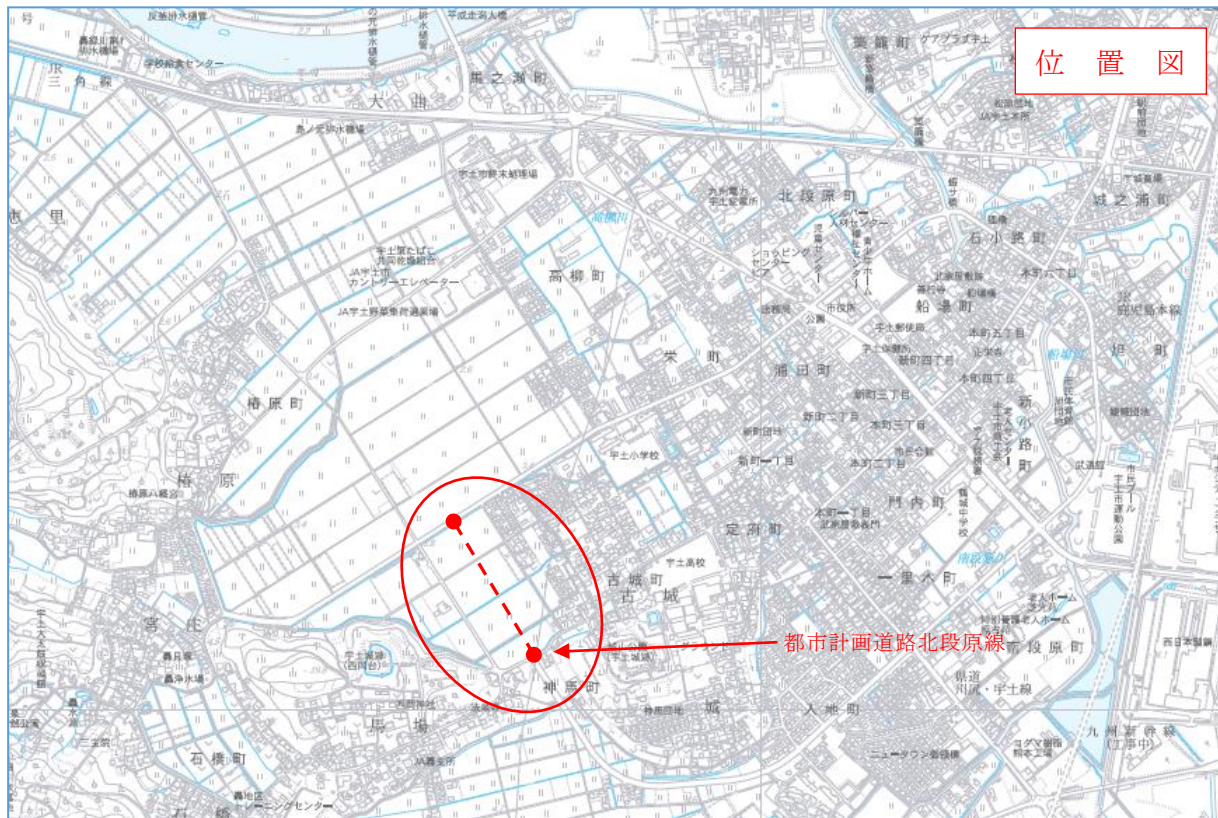
予定価格2,000万円以上（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）の財産の取得は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

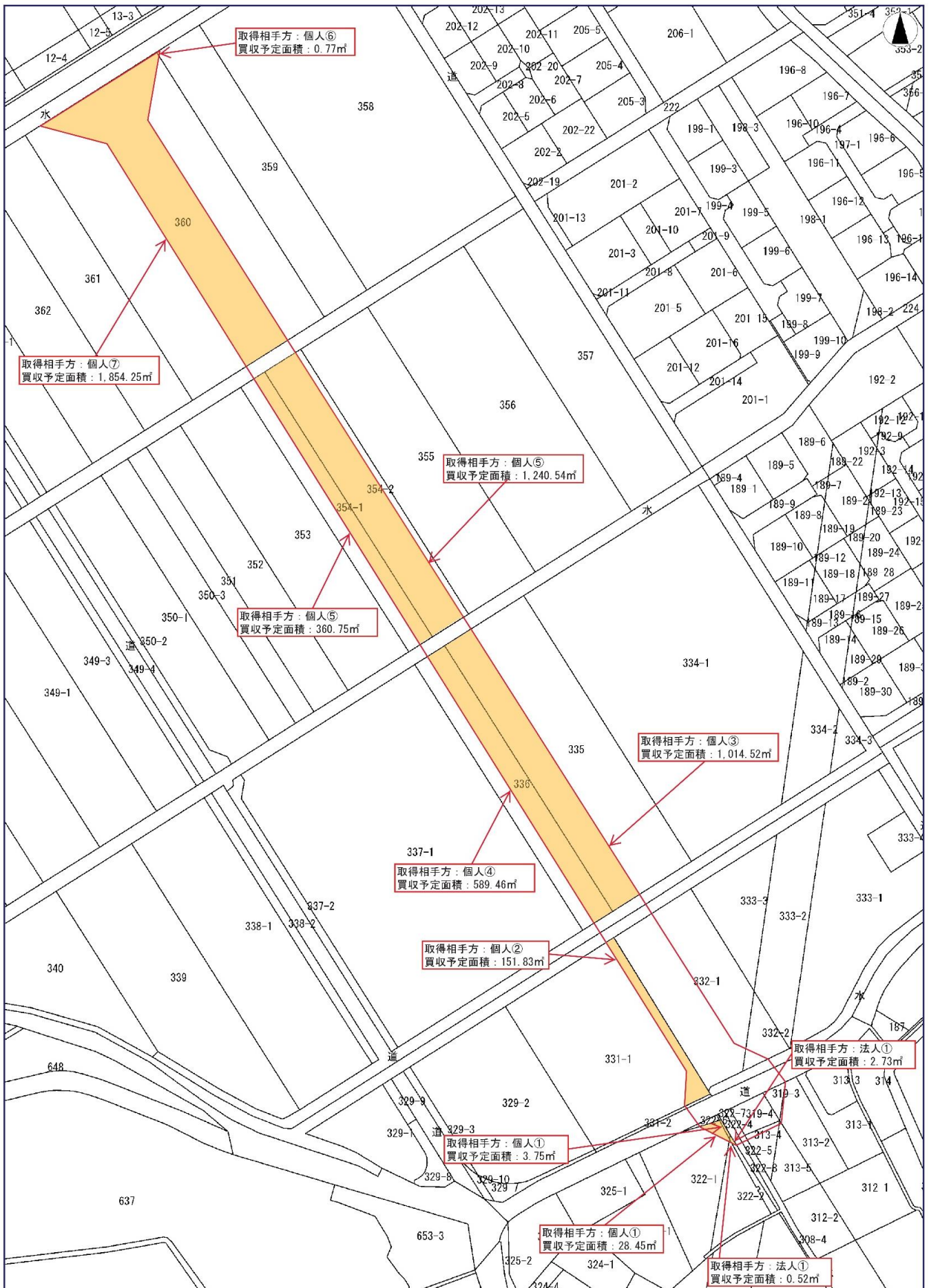
これが、この議案を提出する理由である。



## 別紙

番号	所在地	地目	取得面積 (㎡)	取得の相手方
1	宇土市神馬町字舞出322番1	田	28.45	個人①
2	宇土市神馬町字舞出322番4	雑種地	3.75	
3	宇土市神馬町字山下331番1	田	151.83	個人②
4	宇土市神馬町字山下335番	田	1,014.52	個人③
5	宇土市神馬町字山下336番	田	589.46	個人④
6	宇土市神馬町字山下354番1	田	360.75	個人⑤
7	宇土市神馬町字山下354番2	田	1,240.54	
8	宇土市神馬町字山下359番	田	0.77	個人⑥
9	宇土市神馬町字山下360番	田	1,854.25	個人⑦
10	宇土市神馬町字舞出322番2	雑種地	0.52	法人①
11	宇土市神馬町字舞出322番8	雑種地	2.73	
計		11筆	5,247.57	





議案第 11 号

宇土市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を認定する。

令和 4 年 2 月 15 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
3-181	花園台 21 号線	花園台町花園台 4 33 番 216 地先	花園台町花園台 4 33 番 275 地先	
3-182	花園台 22 号線	花園台町花園台 4 33 番 226 地先	花園台町花園台 4 33 番 240 地先	
3-183	花園台 23 号線	花園台町花園台 4 33 番 234 地先	花園台町花園台 4 33 番 243 地先	
6-73	東走 2 号線	走潟町字走潟 80 3 番 7 地先	走潟町字走潟 81 3 番地先	
6-74	東走 3 号線	走潟町字走潟 80 3 番 13 地先	走潟町字走潟 80 3 番 17 地先	

提案理由

市道の路線を認定するには、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

認定路線位置図



認定路線位置図



認定路線位置図



認定路線位置図





認定路線位置図



議案第 12 号

宇土市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき，次のとおり市道の路線を変更する。

令和 4 年 2 月 15 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

路線番号	路線名	旧	起点	終点	重要な経過地
		新			
3-171	花園台 16 号線	旧	花園台町字花園台 433 番地 150 地先	花園台町字花園台 433 番地 154 地先	
		新	花園台町花園台 4 33 番 150 地先	花園台町花園台 4 33 番 220 地先	
3-172	花園台 17 号線	旧	花園台町字花園台 433 番地 159 地先	花園台町字花園台 433 番地 167 地先	
		新	花園台町花園台 4 33 番 159 地先	花園台町花園台 4 33 番 225 地先	

提案理由

市道の路線を変更するには，道路法第 10 条第 3 項の規定により，議会の議決を経る必要がある。

これが，この議案を提出する理由である。

変更路線位置図



変更路線位置図



変更路線位置図



変更路線位置図



## 議案第13号

### 辺地総合整備計画の変更について

宇土市の辺地総合整備計画（平成30年12月20日策定）の一部を次のとおり変更する。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

辺地に係る総合整備計画を変更するには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

辺地別公共的施設整備計画（令和元年度から令和5年度までの5年間）の表中

辺地別公共的施設整備計画（令和元年度から令和5年度までの5年間）

辺地名	辺地度数	人口 〔人〕	世帯数 〔戸〕	面積 〔km <sup>2</sup> 〕	公共的施設の整備と必要とする事情
網田	102	3,163	1,409	21.96	<p>辺地の地勢及び住民の日常生活の現況</p> <p>網田地区は元来、網田村として存続していたが、昭和33年に宇土町に編入され、宇土市が誕生した。当時は、最大の人口を誇っていたが、昭和33年の7,700人から平成27年の3,500人と人口が半減している。 その理由の一つは、当地域は、本市の最西端に位置し、地域の大部分は急傾斜地又は山岳に囲まれた中山間地域となっており、住民の日常生活面での環境整備が遅れているためである。 そのため、地域全体として、通信環境を含む生活環境の整備が強く要望されており、さらなる、地域の活性化を図り、地域資源を活かした観光振興を進め、定住を促進する必要がある。</p>
					<p>道路整備</p> <p>集落間を繋ぐ市道として、道路幅員が不足しており、地域住民の安全な日常生活に支障を来たしているので、既存市道の改良を行うものである。また、道路新設を行う事により地区内・地域間連携の強化及び地域振興を図るものである。</p>
					<p>水道施設整備</p> <p>当施設は老朽化により、度々漏水が発生している状況にある。そのため、布設替えを行い、安全で安定した水道水の供給を図るものである。</p>
					<p>防火水槽整備</p> <p>当地域は山間地であり、火災等の発生に際し初期消火活動が最も重要となる。このため、地域住民の生命と財産を守るため耐震構造の防火水槽を設置するものである。</p>
					<p>観光、レクリエーションに関する施設整備</p> <p>御輿来海岸の干潟景勝地は、九州内外から観光客が多く来訪されているものの、敷地内に駐車場が少ないことや展望場所が狭いため、利便性が悪い施設環境となっている。そのため、新たな展望施設や休憩施設、駐車場整備を行うことで、更なる誘客施設としての価値を高めていくため整備するものである。</p>
					<p>電気通信に関する施設整備</p> <p>高速・大容量無線局（第5世代移動通信システム〔5G〕やWi-Fi等）の前提となる光ケーブル等の整備に関し、民間の電気通信事業者へ補助金による支援を行い、通信環境の改善を図る。</p>
					<p>公民館その他の集会施設整備</p> <p>現在、本地域の公民館を集会施設として利用しているが、昭和45年建設と古く老朽化しており、平成28年熊本地震で被災している。また、平成28年豪雨災害で決壊した川が近隣にあるという立地である。更に、施設及び駐車場の収容面積が小さく、コミュニティ活動の中心施設として機能を十分に果たせていない。そのため、更なる地域の活性化のため、耐震性がある避難所機能を追加した安心・安全なコミュニティセンターの移設建て替えを行う。 あわせて、築60年以上の老朽化している支所の建て替えを同時に行い、支所機能を併設する。</p>



網津	113	763	306	10.7	辺地の地勢及び住民の日常生活の現況	当地域は、宇土半島山岳部に位置し、周辺を山岳に囲まれている。住居はなだらかな傾斜地に点在しており、森林が多く、林業・果樹栽培が盛んな山間農林地帯である。また、網引地区は飲用水を主に湧水又は表流水から求めているなど文化の恩恵に浴していない地域であり、住民の日常生活面での通信環境を含む環境整備が遅れており、その整備が強く要望されているところである。
					道路整備	集落間を繋ぐ市道として、道路幅員が不足しており、地域住民の安全な日常生活に支障を来たしている。また、道路法面対策工事を行い通学生・歩行者の安全確保に努めるものである。
					防火水槽整備	当地域は山間地であり、火災等の発生に際し初期消火活動が最も重要となる。このため、地域住民の生命と財産を守るため耐震構造の防火水槽を設置するものである。
					電気通信に関する施設設備	高速・大容量無線局（第5世代移動通信システム〔5G〕やWi-Fi等）の前提となる光ケーブル等の整備に関し、民間の電気通信事業者へ補助金による支援を行い、通信環境の改善を図る。 また、辺地区域外の幹線整備であっても、当該辺地区域内の幹線に接続が必要な部分については、本計画に含め整備を行う。

」を

「 辺地別公共的施設整備計画（令和元年度から令和5年度までの5年間）

辺地名	辺地度数	人口〔人〕	世帯数〔戸〕	面積〔km <sup>2</sup> 〕	公共的施設の整備を必要とする事情
					<p>網田地区は元来、網田村として存続していたが、昭和33年に宇土町に編入され、宇土市が誕生した。当時は、最大の人口を誇っていたが、昭和33年の7,700人から平成27年の3,500人と人口が半減している。</p> <p>その理由の一つは、当地域は、本市の最西端に位置し、地域の大部分は急傾斜地又は山岳に囲まれた中山間地域となっており、住民の日常生活面での環境整備が遅れているためである。</p> <p>そのため、地域全体として、通信環境を含む生活環境の整備が強く要望されており、さらなる、地域の活性化を図り、地域資源を活かした観光振興を進め、定住を促進する必要がある。</p>
					<p>集落間を繋ぐ市道として、道路幅員が不足しており、地域住民の安全な日常生活に支障を来たしているため、既存市道の改良を行うものである。また、道路改良を行う事により地区内・地域間連携の強化及び地域振興を図るものである。</p>
					<p>当施設は老朽化により、度々漏水が発生している状況にある。そのため、布設替えを行い、安全で安定した水道水の供給を図るものである。</p>

網田	102	3,163	1,409	21.96	消防施設整備	当地区は山間地であり、火災等の発生に際し初期消火活動が最も重要となる。このため、地域住民の生命と財産を守るため耐震構造の防火水槽を設置するものである。また、小型動力ポンプ付積載車を整備し、円滑な消防活動と地域の防災力向上を図る。
					観光、レクリエーションに関する施設整備	御輿来海岸の干潟景勝地は、九州内外から観光客が多く来訪されているものの、敷地内に駐車場が少ないことや展望場所が狭いため、利便性が悪い施設環境となっている。そのため、新たな展望施設や休憩施設、駐車場整備を行うことで、更なる誘客施設としての価値を高めていくため整備するものである。また、既存施設については、宇土マリーナの長寿命化（防水）工事を行うことで、海洋レジャーや交流の拠点としての機能を維持し、地域の交流人口の増加や地域活性化を図る。
					電気通信に関する施設整備	高速・大容量無線局（第5世代移動通信システム〔5G〕やWi-Fi等）の前提となる光ケーブル等の整備に関し、民間の電気通信事業者へ補助金による支援を行い、通信環境の改善を図る。
					公民館その他の集会施設整備	現在、本地域の公民館を集会施設として利用しているが、昭和45年建設と古く老朽化しており、平成28年熊本地震で被災している。また、平成28年豪雨災害で決壊した川が近隣にあるという立地である。更に、施設及び駐車場の収容面積が小さく、コミュニティ活動の中心施設として機能を十分に果たせていない。そのため、更なる地域の活性化のため、耐震性がある避難所機能を追加した安心・安全なコミュニティセンターの移設建て替えを行う。あわせて、築60年以上の老朽化している支所の建て替えを同時に行い、支所機能を併設する。
網津	113	763	306	10.7	辺地の地勢及び住民の日常生活の現況	当地区は、宇土半島山岳部に位置し、周辺を山岳に囲まれている。住居はなだらかな傾斜地に点在しており、森林が多く、林業・果樹栽培が盛んな山間農林地帯である。また、網引地区は飲用水を主に湧水又は表流水から求めているなど文化の恩恵に浴していない地域であり、住民の日常生活面での通信環境を含む環境整備が遅れており、その整備が強く要望されているところである。
					道路整備	集落間を繋ぐ市道として、道路幅員が不足しており、地域住民の安全な日常生活に支障を来している。また、道路法面対策工事を行い通学生・歩行者の安全確保に努めるものである。
					消防施設整備	当地区は山間地であり、火災等の発生に際し初期消火活動が最も重要となる。このため、地域住民の生命と財産を守るため耐震構造の防火水槽を設置するものである。また、小型動力ポンプ付積載車を整備し、円滑な消防活動と地域の防災力向上を図る。
					電気通信に関する施設整備	高速・大容量無線局（第5世代移動通信システム〔5G〕やWi-Fi等）の前提となる光ケーブル等の整備に関し、民間の電気通信事業者へ補助金による支援を行い、通信環境の改善を図る。また、辺地区域外の幹線整備であっても、当該辺地区域内の幹線に接続が必要な部分については、本計画に含め整備を行う。
					観光、レクリエーションに関する施設整備	平成7年に開設された温浴施設の設備が老朽化したことにより施設の運営に支障を来しているため、利用者が安全かつ安心して施設を利用できるよう、設備改修を行うものである。

」に改める。

辺地別公共的施設整備計画（令和元年度から令和5年度までの5年間）の表中

辺地別公共的施設整備計画（令和元年度から令和5年度までの5年間）

（単位：千円）

辺地名	施設名	計画年度	事業計画	事業費	財源内訳		
					特定財源	一般財源	一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
網田辺地	道路	1～5	道路改良舗装 L=1,470m, W=5.0m 道路新設工事 L=960m, W=5.0m	455,000		455,000	455,000
	水道施設	1	導配水管改良 L=100m	20,000	10,000	10,000	10,000
	防火水槽	1～4	40t耐震性 防火水槽設置	11,000		11,000	11,000
	干潟景勝地展望広 場整備事業	3～5	景勝地展望所A=3,700㎡ 景勝地展望施設一式、休憩施 設一式	228,500		228,500	228,500
	宇土市光通信網整 備事業	2	電気通信事業者への整備費用 の補助	69,750		69,750	69,700
	網田コミュニテイ センター建設事業	1～5	全体敷地A=5,000㎡ 集会施設、支所施設一式	732,100		732,100	732,100
網津辺地	道路	1～5	法面对策工事 L=100m, H=3.0m 道路改良舗装 L=500m, W=4.0m	66,000		66,000	66,000
	防火水槽	1～2	40t耐震性 防火水槽設置	11,000		11,000	11,000
	宇土市光通信網整 備事業	2	電気通信事業者への整備費用 の補助	55,800		55,800	55,800

扇谷・飯塚辺地	道路	2～5	道路改良舗装 L=300m, W=5.0m	60,000		60,000	60,000
	宇土市光通信網整備事業	2	電気通信事業者への整備費用の補助	13,950		13,950	13,900
花園辺地	道路	1～5	道路改良舗装 L=400m, W=7.0m	65,000		65,000	65,000
合計				1,788,100	10,000	1,778,100	1,778,000

」を

辺地別公共的施設整備計画（令和元年度から令和5年度までの5年間）

（単位：千円）

辺地名	施設名	計画年度	事業計画	事業費	財源内訳		
					特定財源	一般財源	一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
網田辺地	道路	1～5	道路改良舗装 L=1,470m, W=5.0m 道路新設工事 L=960m, W=5.0m	455,000		455,000	455,000
	水道施設	1	導配水管改良 L=100m	20,000	10,000	10,000	10,000
	消防施設	1～5	40 t 耐震性 防火水槽設置 小型動力ポンプ付積載車購入	18,720		18,720	18,700
	干潟景勝地展望広 場整備事業	3～5	景勝地展望所A=3,700㎡ 景勝地展望施設一式、休憩施 設一式	228,500		228,500	228,500
	宇土市光通信網整備事業	2	電気通信事業者への整備費用の補助	69,750		69,750	69,700
	網田コミュニテイ センター建設事業	1～5	全体敷地A=5,000㎡ 集会施設、支所施設一式	856,600		856,600	732,100

	宇土マリーナ施設 長寿命化事業	3	宇土マリーナ建屋防水改修	34,392		34,392	34,300
網津辺地	道路	1～5	法面对策工事 L=100m, H=3.0m 道路改良舗装 L=500m, W=4.0m	66,000		66,000	66,000
	消防施設	1～4	40 t 耐震性 防火水槽設置 小型動力ポンプ付積載車購入	18,720		18,720	18,700
	宇土市光通信網整 備事業	2	電気通信事業者への整備費用 の補助	55,800		55,800	55,800
	宇土市健康福祉館 (あじさいの湯) 設備改修事業	4～5	貯湯タンク取替 リモート警報盤取替	8,215		8,215	8,200
扇谷・飯塚辺地	道路	2～5	道路改良舗装 L=300m, W=5.0m	60,000		60,000	60,000
	宇土市光通信網整 備事業	2	電気通信事業者への整備費用 の補助	13,950		13,950	13,900
花園辺地	道路	1～5	道路改良舗装 L=400m, W=7.0m	65,000		65,000	65,000
合計				1,970,647	10,000	1,960,647	1,835,900

」に改める。

## 議案第14号

令和3年度宇土市一般会計補正予算（第14号）について

令和3年度宇土市一般会計補正予算（第14号）を別冊のとおり定める。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第15号

令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第16号

令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第17号

令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について

令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第18号

令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第19号

令和3年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について

令和3年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。



## 議案第20号

令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第4号）について

令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第21号

令和3年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和3年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第 2 2 号

令和 4 年度宇土市一般会計予算について

令和 4 年度宇土市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和 4 年 2 月 1 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により，議会の議決を必要とする。

これが，この議案を提出する理由である。

## 議案第 2 3 号

令和 4 年度宇土市国民健康保険特別会計予算について

令和 4 年度宇土市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 4 年 2 月 1 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により，議会の議決を必要とする。

これが，この議案を提出する理由である。

## 議案第24号

令和4年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について

令和4年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第25号

令和4年度宇土市介護保険特別会計予算について

令和4年度宇土市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第26号

令和4年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算について

令和4年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第27号

令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について

令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第28号

令和4年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について

令和4年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第29号

令和4年度宇土市水道事業会計予算について

令和4年度宇土市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第30号

令和4年度宇土市公共下水道事業会計予算について

令和4年度宇土市公共下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月15日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により，議会の議決を必要とする。

これが，この議案を提出する理由である。